

現在事項全部証明書

東京都港区浜松町二丁目4番1号
オリックス株式会社
会社法人等番号 0104-01-006942

商号	オリックス株式会社	
本店	東京都港区浜松町二丁目4番1号	
公告をする方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 http://www.orix.co.jp/grp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法とする。	平成23年 6月22日変更 平成23年 6月23日登記
会社成立の年月日	昭和25年3月28日	
目的	<p>(1) 各種動産のリース、賃貸借、売買（割賦売買含む。）および保守管理</p> <p>(2) 貸金業、各種債権の売買、立替払、債務の保証・引受け、集金代行およびその他金融業務</p> <p>(3) 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理および売買ならびにその他の投資事業</p> <p>(4) 企業の合併、資本参加、業務提携、事業承継・再編等に関する助言、仲介および斡旋</p> <p>(5) 金融商品取引業、金融商品仲介業、銀行業、信託業、保険業、商品投資顧問業、信託契約代理業および債権管理回収業</p> <p>(6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業および生命保険の募集に関する業務</p> <p>(7) 不動産の賃貸借、売買、造成、開発および保守管理ならびに倉庫業</p> <p>(8) 建築・土木、設備および内外装工事の請負、設計ならびに監理</p> <p>(9) スポーツ、宿泊、飲食、医療、福祉および研修教育等の各種施設の経営ならびにスポーツ等の興行</p> <p>(10) 廃棄物処理業</p> <p>(11) 温室効果ガス、その他各種排出権の取引</p> <p>(12) 各種エネルギー資源および関連製品の供給</p> <p>(13) 無体財産権の企画、開発、請負、賃貸借および販売</p> <p>(14) 情報処理・提供サービスおよび電気通信事業</p> <p>(15) 労働者派遣事業および職業紹介業</p> <p>(16) 古物売買</p> <p>(17) 運送業</p> <p>(18) 前各号に関する事業の仲介、代理、調査およびコンサルティングならびに年金コンサルティング</p> <p>(19) 前各号に関する事業を営む子会社の株式を所有することにより、当該会社によってその事業活動を行うことおよび当該会社の事業活動を管理すること</p> <p>(20) 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p style="text-align: right;">平成21年 6月23日変更 平成21年 7月 7日登記</p>	

東京都港区浜松町三丁目4番1号
 オリックス株式会社
 会社法人等番号 0104-01-006942

単元株式数	100株	平成25年 4月 1日変更
		平成25年 4月 4日登記
発行可能株式総数	25億9000万株	平成25年 4月 1日変更
		平成25年 4月 4日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 13億2363万9628株	平成26年 6月23日変更
		平成26年 7月 4日登記
資本金の額	金2200億5137万1640円	平成26年 6月23日変更
		平成26年 7月 4日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更	平成17年10月 6日登記
役員に関する事項	取締役 佐々木 毅 (社外取締役)	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
	取締役 浦田 晴之	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
	取締役 小島 一雄	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
	取締役 山谷 佳之	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
	取締役 井上 亮	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
	取締役 辻山 栄子 (社外取締役)	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
	取締役 ロバート・フェルドマン (社外取締役)	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
	取締役 新浪 剛史 (社外取締役)	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記

東京都港区浜松町三丁目4番1号
 オリックス株式会社
 会社法人等番号 0104-01-006942

取締役	馬 着 民 雄	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
取締役 (社外取締役)	薄 井 信 明	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
取締役 (社外取締役)	安 田 隆 二	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
取締役	亀 井 克 信	平成26年 6月24日就任 平成26年 6月26日登記
取締役	高 橋 秀 明	平成26年 6月24日就任 平成26年 6月26日登記
指名委員	佐々木毅	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
指名委員	ロバート・フェルドマン	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
指名委員	新 浪 剛 史	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
指名委員	薄 井 信 明	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
指名委員	安 田 隆 二	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
指名委員	高 橋 秀 明	平成26年 6月24日就任 平成26年 6月26日登記
監査委員	佐々木毅	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記
監査委員	辻 山 栄 子	平成26年 6月24日重任 平成26年 6月26日登記

東京都港区浜松町二丁目4番1号
 オリックス株式会社
 会社法人等番号 0104-01-006942

監査委員	薄井信明	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
監査委員	安田隆二	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
報酬委員	佐々木毅	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
報酬委員	辻山栄子	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
報酬委員	新浪剛史	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
報酬委員	ロバート・フェルドマン	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
報酬委員	安田隆二	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
報酬委員	高橋秀明	平成26年 6月24日就任
		平成26年 6月26日登記
執行役	西名弘明	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	井上亮	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	浦田晴之	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	小島一雄	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	馬着民雄	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記

東京都港区浜松町三丁目4番1号
 オリックス株式会社
 会社法人等番号 0104-01-006942

執行役	山 谷 佳 之	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	錦 織 雄 一	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	加 藤 高 雄	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	下 浦 一 孝	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	三 谷 英 司	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	西 谷 秀 人	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	縣 信 太 郎	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	井 尻 康 之	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	関 重 樹	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	片 平 聡	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	大 嶋 祐 紀	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	入 江 修 二	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
執行役	松 崎 悟	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記

東京都港区浜松町三丁目4番1号
オリックス株式会社
会社法人等番号 0104-01-006942

	執行役 木村 司	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
	執行役 西尾 裕	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
	執行役 河野 雅章	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
	執行役 新井 裕子	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
	執行役 亀井 克信	平成26年 6月24日就任
		平成26年 6月26日登記
	執行役 益子 哲郎	平成26年 6月24日就任
		平成26年 6月26日登記
	執行役 坂本 龍平	平成26年 6月26日就任
		平成26年 6月26日登記
	東京都港区白金台五丁目8番7-405号 代表執行役 井上 亮	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
	神奈川県横浜市青葉区あざみ野南二丁目9番地 15 代表執行役 浦田 晴之	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
	会計監査人 有限責任あずさ監査法人	平成26年 6月24日重任
		平成26年 6月26日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、取締役、執行役（取締役、執行役であった者も含む。以下「取締役等という。」）がその任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役等の職務の執行の状況その他事情を勘案して特に必要と認められるときは、法令により免除することができる額を限度として取締役会の決議によってこれを免除することができる。 平成18年 6月20日変更 平成18年 6月21日登記	
社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、社外取締役がその任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令による最低責任限度を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができ	

東京都港区浜松町二丁目4番1号
 オリックス株式会社
 会社法人等番号 0104-01-006942

	る。 平成18年 6月20日変更 平成18年 6月21日登記	
支配人に関する事項	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目7番7-29 0-5号 三谷 英司 営業所 東京都港区浜松町二丁目4番1号	平成23年 1月 4日登記 平成23年 2月 5日移転 平成23年 2月14日登記
支店	46 大阪市西区西本町一丁目4番1号	平成23年 5月 9日移転 平成23年 5月10日登記
新株予約権	2005年ストックオプション向け新株予約権 新株予約権の数 2868個（新株予約権1個につき普通株式1000株。ただし、後記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。） 平成26年11月30日変更 平成26年12月 3日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 286万8000株 （新株予約権1個の目的たる株式の数は1000株。なお、本項に定める株式数の調整を受ける。） なお、当社が平成17年6月21日に開催された第42回定時株主総会（以下、「第42回定時株主総会」という。）終結後に効力を生じる株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率 また、当社が第42回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。 平成26年11月30日変更 平成26年12月 3日登記 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 新株予約権1個当たりの行使時に払込みをすべき金額は、189万1000円とする。 上記新株予約権1個当たりの行使時に払込みをすべき金額は、次により決定される1株当たりの行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）1891円に前記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数」に定める新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とする。 なお、当社が第42回定時株主総会終結後に効力を生じる株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝調整前行使価額×	

分割又は併合の比率

また、第42回定時株主総会終結後に当社が時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行うとき（平成13年法律第128号による改正前の旧転換社債の転換、平成13年法律第79号による改正前の旧商法第210条ノ2第2項に基づく自己株式の譲渡、旧新株引受権証券の権利行使及び旧商法第280条ノ19の規定に基づく旧新株引受権の権利行使の場合並びに新株予約権の権利行使の場合を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新規発行株式数} \times \frac{\text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が第42回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合には、1株当たりの行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

平成25年4月1日変更 平成25年4月4日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成19年6月22日から平成27年6月21日まで

ただし、平成19年6月21日以前であっても、新株予約権発行日後に、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社並びに当社子会社及び当社関連会社等資本関係のある会社（以下「当社子会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人のいずれの地位も失った場合には、当該地位を失った日の翌日より新株予約権の行使を可能とする。新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

1. 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人のいずれの地位も失った日から1年を経過していないこと（ただし、平成27年6月21日を超えないこと）を要する。なお、新株予約権者が、当該いずれの地位も失った後、再び当社又は当社子会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人のいずれかの地位に就いたとしても、当該1年の期限は何ら変更されないものとする。
2. 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人のいずれの地位についても商法その他日本の法令若しくは海外の法令又は当社若しくは当社子会社等が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由若しくは解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反若しくは社内規則の重大な違反に該当する行為がないことを要する。ただし、当社が、当該新株予約権者のこれまでの当社又は当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由若しくは行為の内容及びその治癒若しくは解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではない。
3. 新株予約権者は、平成19年6月21日以前においては、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社等の使用人の地位を自己の都合により退職していないことを要する。
4. 新株予約権者は、いかなる場合においても新株予約権について質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないものとする。

る。

5. 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない（新株予約権1個を最低行使単位とする。）
6. 新株予約権者及びその相続人は、後記7に定める新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとする。
7. その他の条件は、第42回定時株主総会決議および平成17年6月21日に開催された当社の取締役会の決議に基づいて委任を受けた執行役による同年9月22日付決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

1. 当社が会社分割により被分割会社となる場合、株式交換又は株式移転により完全子会社となる場合において、新設会社、承継会社又は完全親会社の新株予約権の交付がされないときは、新株予約権は無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更

平成18年 5月 9日登記

平成17年10月 6日登記

2006年ストックオプション向け新株予約権

新株予約権の数

1万3830個

平成26年11月30日変更

平成26年1-2月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 138万3000株

（新株予約権1個の目的たる株式の数は100株。なお、本項に定める株式数の調整を受ける。）

なお、当社が平成18年6月20日に開催された第43回定時株主総会（以下、「第43回定時株主総会」という。）終結後に効力を生じる株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が第43回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

平成26年11月30日変更

平成26年1-2月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 新株予約権1個当たりの行使時に出資をなすべき金額は、29万6100円とする。

上記新株予約権1個当たりの行使時に出資をなすべき金額は、1株当たりの行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）2961円に前記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とする。

- (2) 当社が第43回定時株主総会終結後に効力を生じる株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割または併合の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

- (3) 第43回定時株主総会終結後に当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行うとき（平成13年法律第128号による改正前の旧転換社債の転換、平成13年法律第79号による改正前の旧商法第210条ノ2第2項に基づく自己株式の譲渡、旧新株引受権証券の権利行使および旧商法第280条ノ19の規定に基づく旧新株引受権の権利行使の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の権利行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり} \text{株式数} \text{払込金額}}$$

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額 行使価額

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (4) 当社が第43回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

平成25年 7月18日変更 平成25年 7月19日登記

新株予約権を行使することができる期間

平成20年6月21日から平成28年6月20日まで

ただし、平成20年6月20日以前であっても、新株予約権発行日後に、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位も失った場合には、当該地位を失った日の翌日より新株予約権の行使を可能とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位も失った日から1年を経過していないことを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位についても会社法その他日本の法令もしくは海外の法令または当社もしくは当社子会社等が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由もしくは解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反もしくは社内規則の重大な違反に該当する行為がないことを要する。ただし、当社が、当該新株予約権者のこれまでの当社または当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由もしくは行為の内容およびその治癒もしくは解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者は、平成20年6月20日以前においては、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の使用人の地位を自己の都合により退職していないことを要する。
- (4) 新株予約権者は、いかなる場合においても新株予約権について質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないもの

とする。

- (5) 新株予約権者およびその相続人は、新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとする。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (7) 新株予約権者が前記(1)ないし(6)に定める新株予約権行使の条件のいずれかを満たさなくなった場合、当該新株予約権者の有する新株予約権は会社法第287条に従い消滅する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が合併により消滅会社となる場合、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成18年 7月19日発行

 平成18年 7月26日登記

2007年ストックオプション向け新株予約権

新株予約権の数
 1万426個

平成26年11月30日変更 平成26年12月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 104万2600株

(新株予約権1個につき、当社普通株式100株とする。)

なお、当社が平成19年(2007年)6月22日に開催された第44回定時株主総会(以下、「第44回定時株主総会」という。)終結後に効力を生じる株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で権利を行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により1株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が第44回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

平成26年11月30日変更 平成26年12月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しない旨
 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、31万円とする。

上記新株予約権1個当たりの行使時に出資をなすべき金額は、1株当たりの行使時に払い込まれる価額(以下、「行使価額」という。)3100円に前記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とする。

(2) 当社が第44回定時株主総会終結後に効力を生じる株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{分割または併合の比率}}{\text{第44回定時株主総会終結後に当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行うとき（平成13年法律第79号による改正前の旧商法第210条ノ2第2項に基づく自己株式の譲渡、平成13年法律第128号による改正前の（以下同じ。）旧新株引受権証券の権利行使および旧商法第280条ノ19の規定に基づく旧新株引受権の権利行使の場合、ならびに新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の権利行使の場合を除く。}}$ は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が第44回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

平成25年 7月18日変更 平成25年 7月19日登記
 新株予約権を行使することができる期間

平成21年（2009年）7月5日から平成29年（2017年）6月22日までとする。

ただし、平成21年（2009年）7月4日以前であっても、新株予約権発行日後に、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位も失った場合には、当該地位を失った日の翌日より新株予約権の行使を可能とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位も失った日から1年を経過していないことを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位についても会社法その他日本の法令もしくは海外の法令または当社もしくは当社子会社等が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由もしくは解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反もしくは社内規則の重大な違反に該当する行為がないことを要する。ただし、当社が、当該新株予約権者のこれまでの当社または当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由もしくは行為の内容およびその治癒もしくは解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではない。

- (3) 新株予約権者は、平成21年(2009年)7月4日以前においては、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の使用人の地位を自己の都合により退職していないことを要する。
- (4) 新株予約権者は、いかなる場合においても新株予約権について質入譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないものとする。
- (5) 新株予約権者およびその相続人は、新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとする。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (7) 新株予約権者が前記(1)ないし(6)に定める新株予約権行使の条件のいずれかを充たさなくなった場合、当該新株予約権者の有する新株予約権は会社法第287条に従い消滅する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(当社の株主総会の決議による承認を要しない場合には、当社取締役会またはその委任を受けた当社の執行役が当該契約もしくは計画の内容を決定した場合)は、当社取締役会または取締役会の委任を受けた当社の執行役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成19年 7月19日発行

平成19年 7月25日登記

2008年ストックオプション向け新株予約権

新株予約権の数

1万1415個

平成26年11月30日変更 平成26年12月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 114万1500株

(新株予約権1個につき、当社普通株式100株とする。)

なお、当社が平成20年(2008年)6月24日に開催された第45回定時株主総会(以下、「第45回定時株主総会」という。)終結後に効力を生じる株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で権利を行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整により1株に満たない端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、当社が第45回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、付与株式数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

平成26年11月30日変更 平成26年12月 3日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの行使時に払い込まれる価額（以下、「行使価額」という。）に前記「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める付与株式数を乗じた金額とする。

- (1) 行使価額は、平成20年（2008年）8月4日（以下、「行使価額の決定日」という。）に先立つ東京証券取引所における4.5取引日に始まる30取引日の各日（取引が成立しない日を除く。）における当社普通株式の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該価額が行使価額の決定日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合は、行使価額の決定日の終値をもって行使価額とする。
- (2) 当社が第4.5回定時株主総会終結後に効力を生じる株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割または併合の比率

- (3) 第4.5回定時株主総会終結後に当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分を行うとき（旧商法（平成9年法律第56号）第210条ノ2第2項にもとづく自己株式の譲渡、同法第280条ノ1.9の規定にもとづく旧新株引受権の権利行使の場合、並びに旧商法（平成13年法律第128号）第280条ノ2.0および第280条ノ21または会社法（平成17年法律第86号）第236条、238条、239条および第240条にもとづく新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の権利行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \begin{array}{r} \text{新規発行} \\ \text{株式数} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行前} \\ \text{の株式} \end{array}}$$

なお、前記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式の総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が第4.5回定時株主総会終結後に効力を生じる合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

平成23年 2月 4日更正

新株予約権を行使することができる期間

平成22年（2010年）7月18日から平成30年（2018年）6月24日までとする。ただし、平成22年（2010年）7月17日以前であっても、新株予約権発行日後に、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位も失った場合には、当該地位を失った日の翌日より新株予約権の行使を可能とする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位も失った日から1年を経過していないことを要する。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の取締役、執行役、監査役または使用人のいずれの地位についても会社法その他日本の法令もしくは海外の法令または当社もしくは当社子会社等が定める社内規則に規定される欠格事由、解任事由もしくは解職事由が生じておらず、かつ当該法令の違反もしくは社内規則の重大な違反に該当する行為がないことを要する。ただし、当社が、当該新株予約権者のこれまでの当社または当社子会社等の業績向上への貢献度、当該事由もしくは行為の内容およびその治癒もしくは解消の状況を考慮し、当該新株予約権の行使を認めるのが相当と判断した場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」ただし書きに従って平成22年(2010年)7月17日以前において新株予約権を行使する場合には、新株予約権行使時において、当社または当社子会社等の使用人の地位を自己の都合により退職していないことを要する。
- (4) 新株予約権者は、いかなる場合においても新株予約権について質入、譲渡担保の設定その他の担保に供する等いかなる処分も行わないものとする。
- (5) 新株予約権者およびその相続人は、新株予約権割当契約に従い、新株予約権を行使するものとする。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (7) 新株予約権者が前記(1)ないし(6)に定める新株予約権の行使の条件のいずれかを満たさなくなった場合、当該新株予約権者の有する新株予約権は会社法第287条に従い消滅する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(当社の株主総会の決議による承認を要しない場合には、当社取締役会またはその委任を受けた当社の執行役が当該契約もしくは計画の内容を決定した場合)は、当社取締役会または取締役会の委任を受けた当社の執行役が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が、新株予約権の全部または一部を放棄した場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年 8月 5日発行

平成20年 8月 6日登記

取締役会設置会社
に関する事項

取締役会設置会社

平成17年法律第87号第1
36条の規定により平成18
年 5月 1日登記

東京都港区浜松町三丁目4番1号
オリックス株式会社
会社法人等番号 0104-01-006942

委員会設置会社に関する事項	委員会設置会社	平成18年法務省令第15号の規定により平成18年5月1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年5月9日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

平成26年12月19日
東京法務局港出張所
登記官

甲 賀 郎

